

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月20日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第48号

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則（平成11年秋田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第137条の12第6項もしくは第7項」を「第137条の12第11項もしくは第12項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。